



# 安心の広場

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

理事長 森山 彰

福岡本部 福岡市中央区舞鶴3丁目6番23号

〒810-0073 サンハイツ舞鶴306号

TEL092-737-2345 FAX092-737-0500

筑紫出張所 筑紫野市二日市中央5丁目3番16号

〒818-0072 丸明ビル106号

TEL & FAX092-921-2130



## 目次

|              |    |
|--------------|----|
| 理事長 巻頭言      | 2頁 |
| 広場に寄せて       | 3頁 |
| 第16回通常総会の開催  | 4頁 |
| トピックス        | 7頁 |
| 安心サポートネットの文化 | 9頁 |

|                  |     |
|------------------|-----|
| 相談・学びのコーナー       | 9頁  |
| 会員・支援者の広場        | 10頁 |
| 憩いの泉             | 11頁 |
| 告知板(寄付者紹介、新入会員等) | 12頁 |

高齢者・障害者

# 安心サポートネット

特定非営利活動法人 福岡県認証16 生文第20号-5

## 新型コロナウイルスとの共存 後見の仕事の新しい様式を考えよう！

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

理事長 森山 彰



初春の  
令月に  
して気  
淑く、風和

らぎ・・・で始まった令和元年度は、当法人の事業も順調なスタートを切った。しかし、4・4四半期に至って、私達の世代が、これまで経験したことの無いコロナウイルスのパンデミックに襲われ、一九二八年の世界大恐慌にも匹敵する程の大規模な被害を受けた。

このコロナウイルスは、中国湖北省武漢市に端を発し、瞬く間に世界を席巻した。感染被害は、中国、ヨーロッパ、米国と移り、そして、今や医療体制が脆弱な南アメリカ等の後進国を襲いつつある。六月末の感染者数は八〇〇万人、死者は五〇万人と推定されているので、収束までどれ程の様

性者が出るか、全く予想がつかない。

勿論新型コロナウイルスは、武漢、続いてヨーロッパからもたらされ、我国をも強襲した。我国でも感染拡大防止の自粛要請がなされ、四月七日には全国を対象として三蜜（密閉、密集、密接）を避け、不要不急の外出自粛を要請する緊急事態宣言が出された。

この宣言で、国民は苦しい忍耐を強いられたが、一致結束して努力したお陰で、自粛の効果が出て、五月末を待たずして段階的に緊急事態宣言は解除された。

この新型コロナによる感染防止対策で、国民の生活は勿論、各企業は甚大なる被害を受けた。もちろん法人の事業も少なからず影響を受けた。第一は三蜜を避けるため、三月以降の後見

人実務研究会を中止したことにより、各プロジェクトの活動も中止となつて、活気が失われた。第二は特設相談所が閉鎖になり、相談者も外出自粛で、相談業務が停滞し、事件受託も落ち込んだ。しかし、最も影響を受けたのは、当法人の支援を受けている被後見人の人達だろう。後見事務処理の出発点は、本人の身上把握であるが、三蜜を避けるため、その手段である面接・面談が困難になったからである。その代替手段として電話等による情報入手に切り替えて、それに基づく後見事務処理日誌の処理で差し支えない旨の取扱いに変更したが、この方法は、「本人に寄り添った後見」とは程遠い。

しかし、緊急事態宣言が解除されたと言っても、新型コロナウイルスは、根絶されたわけではなく、各国政府は、相次いで新型コロナウィルスと共存する方針を打ち出している。その理由は、このウィルスを根絶するワクチンや治療薬が現存しない

こと、及び今回の新型コロナの特徴は、感染者のうち八割は症状が出ない無症状者であるが、この無症状者からも感染して、クラスター（感染者集団）が発生して、第二波感染が生じるリスクがあるからである。

そこで、政府は、緊急事態宣言解除後も、感染急増を



防止するため、「マスク着用、手洗い、人と人との距離確保（ソウシャル・ディスタンス）」を基本として、クラスターが発生している場所や三蜜のある場所への外出自粛を内容とする「新しい生活様式」の定着を求める一方、他方では、社会、経済活動の再開を目指すこととなった。これを受けて、国民や各企業は、こぞつてそれぞれの生活環境や事業の形態に応じて、新しい生活様式を創意工夫して模索し、社会・経済活動との両

立を図ることとなった。

このことは、当法人の事業活動にも同じことが言える。当法人の場合、相談業務の場合は、対面方式であるが、三蜜にならないよう工夫すればよい。後見人実務研究会等の内部研修も、ソウシャル・ディスタンスを保ち、三蜜を防止すれば、何とかやれると思う。ところが、当法人の中核業務は、被後見人との信頼関係保持を基本とする後見事務である。信頼関係を醸成するためには、面接・面談は勿論、本人に寄り添うことが不可欠である。そのみならず、緊急事態に直面したり、重要な意思決定支援を行った際には、必要に応じて濃厚接触が避けられない場合がある。その際は適正な後見事務の遂行と感染予防策とを創意工夫して両立させることが必要である。本人との信頼関係の保持には、万全を期してもらいたいと思う。

新型コロナウィルスの特徴からこの両立生活の長期化が心配である。長期にわた

緊急事態  
宣言

れば、毎年行われている任意後見移行型委任者と当法人との信頼関係維持のために親睦会の開催が問題となるし、福岡と熊本の会員間の親睦を深めるための合同歩こう会の開催も問題である。これらは当法人の優れた企画でもあるので、何とか継続したい。

当法人の十五周年記念誌でも明らかにされたように、これまで、当法人は会員が総力を挙げて創意工夫して努力してきた結果、充実発展の道をたどることができたのであるから、令和時代に直面している「新しい仕事の様式は、どうあるべきか」についても、皆さんとともに、創意工夫を凝らして最善の方法を見出していきたいと思う。

## 広場に寄せて

## 法人による市民後見への期待



熊本県教育委員会  
教育総務局長  
井芹 護利  
社会教育課長

平成から令和へ、時代は変わったが、成年後見制度の利用者は益々増加していくと見込まれる。このため「安心サポートネット」の重要性も、さらに高まっていくのではと、身の引き締まる思いです。

さて、私は熊本県職員として勤務しながら、毎月開催される安心サポート熊本の研究会に出席する形でNPO活動に参加しています。

現在、私は「社会教育」の業務を通じて県内の様々な社会教育団体の方々と話をする機会を持っています。団体の方々に「成年後見の活動をしている」話をする時、以前でしたら「それ（成年後見）って何ですか？」と訊かれていましたが、最近

は「それは大きなことをさ  
れていますね」という答え  
が返ってくるのが多くな  
りました。それだけ「成年後  
見制度」が市民権を得て、国  
民の大きな課題となり、関  
心事となってきたと感じ  
るこの頃です。

私は、平成二十一年度に  
熊本県で開催された第一回  
目の「熊本版市民後見人育  
成研修」を受講しました。受  
講の動機は、私には重度の  
知的障がい（自閉症）の次男  
がいるからです。次男は、人  
が話す簡単な内容は理解で  
きているようですが、会話  
はなかなか成り立たず、身  
の回りのことは、一定のサ  
ポートがあれば何とかでき  
る程度です。

この次男が、特別支援学  
校の小学部の頃、同じ学校  
の保護者の集まりの中で、  
父親同士で子供の将来の話  
をしたことがありました。  
皆さん一様に自分たち親が  
亡くなった後、残された子  
供が一人で生きていける  
か、どうしたら幸せな人生  
を送ることができたらうか、  
口々に心配の気持ちを持  
述べあっていました。

次男には兄が一人います

が、その兄も将来は自分の  
家族を守っていかなければ  
ならず、私としては、弟の面  
倒までみてもらうのは親と  
して申し訳ないと考えてい  
ました。同じような子供を  
持つ親は、皆そのような思  
いを持っていました。話の  
中で「それじゃあ、そのよう  
な子供を持った親同士が、  
それぞれの子供を看してい  
こうじゃないか。先輩が先に  
死んだら、その子は我々が  
看る、そして我々が死んだ  
ら、子供は後輩のみんなが  
看てくれよ。仲間の中でそ  
のような話をして、おぼろ  
げながらそのような仕組  
み、組織ができればいいね、  
という思いを持ったところ  
でした。

そのような中で市民後見  
人育成研修の記事を見たの  
です。まさに「これだ！」と  
思いました。

安心サポートネットは、  
森山理事長の確固たるお考  
えの下、「地域後見の実現」  
と「身上保護重視の後見」を  
基本理念に掲げ、各会員が  
その崇高な思いを抱き、  
日々取り組んでおられま

す。

認知症を発症した家族や  
私のような知的障がいを持  
つ家族がいる家庭などで  
は、日々それらの家族が、生  
きづらさを克服するために  
日常的にその対応に追わ  
れ、どうしたら幸せな生活  
が送れるようになるかな  
ど、考える余裕はないのが  
現実ではないかと思いま  
す。

我々の仕事は、そのよう  
な家庭にいろいろな手段が  
あるという情報を提供し、  
ともに考え、支援していく  
ことだと考えます。

安心サポートネットは、  
職歴も経歴も違ういろいろ  
な人材で構成する法人後見  
を目的とする法人です。  
様々な経験、知識を持った  
スペシャリストが、一人の  
被後見人の様々な困りごと  
をそれぞれの得意分野を  
使って、一つ一つ解決・支  
援していく、それができる  
組織です。

法律の専門家にはない強  
みを、我々法人は持ってい  
ます。それを活かして、来る  
べき「成年後見の利用が当  
たり前の時代」の中心的担

これから、さらに志を同じくする仲間を増やし、安心サポートネットが、益々活躍できるよう、微力ながらお手伝いできたらと思います。そして、法人後見人である安心サポートネットが、今後とも高齢者・障がい者の心と生活の拠りどころとして、発展されるよう祈念します。

当法人は、これまで四つの活動指針と三つの安心サポートネットの文化を礎に各事業に取り組んできたが、その結果、地域社会に對し着実に社会貢献ができてきていると自負している。このように前進できてきていることは、役員、会員及び支援者の方々の一致したご尽力の賜物であるとの謝意が表明された後、次の主旨の説明があった。

第一 現在、当法人が置

第二 今般、十五年周年記念誌を發刊した。本誌は、当法人の魅力や長所、バイタリティによる事業の遂行等が明らかにされている。

この記念誌を受任拡大や会  
員増強のためにも活用い

は、当法人のキーコンセプトである四つの活動指針、及び二大基本理念である「地域後見」と「身上保護重視の後見」、並びに三つの「安心サポートネットの文化」が必要不可欠であるとし、本年度の重点目標を次のとおりとし、全体として元年度の重点目標を継続して実施することとした。なお今年度は、特に、安心サポートネットの文化の醸成・定着を推進することにより、当法人の一層の充実、発展を図ることとした。

| 科 目           | 金 額(単位:円)  |             |
|---------------|------------|-------------|
| I 資 産 の 部     |            |             |
| 1 流動資産        |            |             |
| 現 金           | 431,411    |             |
| 預 貯 金         | 18,084,635 |             |
| 流動資産合計        |            | 18,522,346  |
| 2 固定資産        |            |             |
| 特 定 資 産       |            |             |
| 損害賠償準備資産      | 30,360,145 |             |
| 安心サポートネット基金資産 | 53,426,794 |             |
| その他の固定資産      | 344,365    |             |
| 敷 金           | 120,000    |             |
| 固定資産合計        |            | 84,251,304  |
| 資 産 合 計       |            | 102,773,650 |
| II 負 債 の 部    |            |             |
| 1 流動負債        |            |             |
| 前 受 金         | 5,860,000  |             |
| 預 り 金         | 0          |             |
| 仮 受 金         | 0          |             |
| 流動負債合計        |            | 5,860,000   |
| 2 固定負債        |            |             |
| 損害賠償準備金       | 30,360,145 |             |
| 安心サポートネット基金   | 53,426,794 |             |
| 固定負債合計        |            | 83,786,939  |
| 負 債 合 計       |            | 89,646,939  |
| III 正味財産の部    |            |             |
| 正味財産合計        |            | 13,126,711  |
| <内当期正味財産増加額>  |            | (1,726,907) |
| 負債及び正味財産合計    |            | 102,773,650 |





## 記

## 第一 任意後見移行型を基

軸とした受任体制の整

備・拡大

## 第二 人材の育成とその活

動支援

## 第三 地域後見 各地域に

おける相談体制の確立

## 本年度の

## 「プロジェクトチーム」

プロジェクトチームは、

後見事務の課題について調査検討を行い、所要の作業を実施して、相応の成果を得るための活動を行うものである。

令和二年度のチームは次のとおり編成された。

## 一「障害者後見研究会」

次の課題について、研究と実践を積み重ねて、障害者対策の前進を図るものとする。

(一)平成二十八年発刊の「障がい者後見等事例集」以外の後見等事例についてその職務担当者からヒヤリングを行い、事例集を補強して、今後の障害者後見に役立てていく。

(二)障がい者相談支援センター等との連携を図り、障がい者支援施設に対する啓発を強化し、親なき後の後見制度の活用を促進する。

(三)低所得障害者に対して安心サポートネット基金による後見制度利用を支援することは重要であるが、その支援のための要件(基準)に

ついて公平の見地から検討して提言する。

チームリーダー 高原 勝利  
サブリーダー 中島 信男

永松 肇

## 二「任意後見研究会」

当法人が法定後見から「任意後見移行型」に基軸を移行したことに伴い、その受任体制の整備・拡大が大きな課題である。任意後見研では、これまで、任意後見移行型について、その前段

の後見型委任が身体能力の低下した場合における保護支援策として、後段の任意後見が判断能力の不十分になった場合における保護支援策として機能するよう再編し、この移行型全体を「身上保護重視の後見」と「指導監督機能の充実」という観点からリニューアルし、一般市民にも分かり易いように、図形説明方式を取り入れる等のシステム改善を図ってきた。今後の課題は、この契約の受任体制の実践訓練と人材育成であり、この点について更に力を注ぎたい。

チームリーダー 森山 彰  
サブリーダー 樋口 健児  
岩田末雄、中嶋幸子

## 三「親族後見人支援の会」

当法人では、入会した親族後見人に対して適正かつ円滑な事務処理に必要な知識及び技能の習得を図り、もって、信頼される親族後見人の育成を図っているが、今後とも、親族後見人支援について数的拡大を図るための対策を講じ、全体の信頼性向上に寄与したい。

チームリーダー 豊留 一

## 四「初級後見実務研究会」

初任の職務担当者が適正・円滑に後見実務を処理するために必要な基礎的知識・技能を修得するための研究会で、初心者同士の情報交換、疑問点の検討、協議により、後見マインドを身に付ける研鑽の場にもなっている。本年度は、後見事務全般の基礎的な知識、技能の習得を図るとともに、身上保護重視の後見の基礎について学ぶこととし、レベルアップした研鑽の場にしていきたい。

チームリーダー 原田 隆行  
サブリーダー 福村 金子

## 五「歩こう会企画部」

会員の健康と相互の親睦を図るために、歩くことを広く会員に奨励し、「楽しい

歩こう会」を企画・演出するとともに、本年度も安心

サポートネット熊本との交流を深めたい。

チームリーダー 石橋 博  
サブリーダー 井上清子

## 六「各地区における成年後見制度研究会」

当法人は、地域後見の実現を目的として、各地域の拠点づくりを推進しており、現在、筑紫野市、宗像、糸島及び久留米の各地区に「成年後見制度研究会」を設置し、各研究会において、それぞれの実情に即し、各種課題に挑戦中である。そして、これらの活動を通して、地域住民の皆さんの不安を解決する相談体制を確立し、各地区の住民の皆さんの信頼獲得に寄与したい。

## 記

## (一) 筑紫野市成年後見研

チームリーダー 中嶋 幸子  
サブリーダー 生地 篤

## (二) 宗像地区成年後見研

チームリーダー 廣塚 道治  
サブリーダー 中村 憲司、  
與田達雄

## (三) 糸島地区成年後見研

チームリーダー 山下 八生  
サブリーダー 川畑 仁

(四) 久留米地区成年後見研  
チームリーダー 生地 篤  
サブリーダー 辻 吉平

## 元年度事業報告

### 一 事業概況

#### (一) 受任体制の整備・拡大

重点目標の重要な指標である事業収入状況について、四・四半期は新型コロナウイルスの影響を受けたものの、事業収入総額は、前年度比一一・四・六％の増加となった。二十八、二十九年度のV字型落込みからの回復基調にあることが認められた。

#### ① 任意後見受任体制の整備

受任体制の整備方策としてこれまで行ってきた種々の改善が、平成三十年代までに完了したことを受け、今期は新移行型の習熟期間であった。図形型説明資料及び契約締結資料等の習熟については、コロナの影響で中途半端で終わった。また、習熟期間経過後に発出される予定だった通達や啓発等は、新型コロナウイルスの問題や十五周年

記念誌発行作業の影響を受けて、次期に繰り越された。

#### ② 受任の条件整備

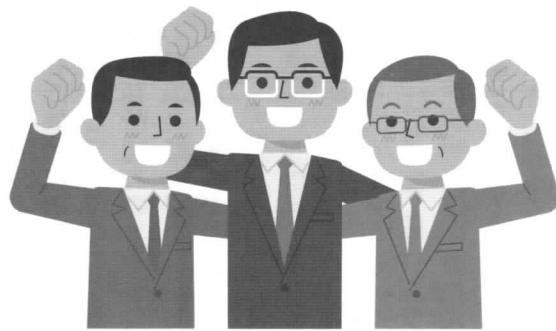
後見実務と指導監督システム指針は、当法人における後見事務処理の根幹をなす処理マニュアルであり、後見マインドを身に付ける基本教材でもある。よって、本システム指針の修得が不可欠であることから、例年どおり後見実務研をはじめとする各種研修、更には職場での実務等の機会を利用して会員の理解を深め、この指針に基づき適正円滑な後見事務を行ってきた。

#### ③ 安心サポートネット基金について

昨年、基金運営の改善を目的として基金規程が改正されたので、その規程に基づき初回の運営審議会を開催した(二回目は新型コロナウイルスの関係で中止)。本基金は任意後見移行型の委任者と当法人の親睦会、低報酬の職務担当者に対する補填、市民後見人育成研修の講師謝金の補填に活用された。

#### (二) 「人材の育成」

後継者の育成を含め、当法人の喫緊の課題である。特に、次の施策を講じるに当たり、人材育成を意図して鋭意努力してきた。



#### ① 後見人実務研究会

当法人の重要課題等に対応した研究課題を協議する当法人を代表する研究会で、原則毎月一回の割合で開催。今期は民法改正が後見事務に及ぼす事項を中心に講義を行い、安心サポートネット・グループ全体の能力向上と会員の「後見マインド」づくりに寄与した。

#### ② 各プロジェクトチームの活動

当法人の活性化には横の組織のプロジェクトの活発な活動が不可欠であり、各チームとも、活発に課題実現に取り組み、それ相応の成果をあげたので、これらの活動が能力向上に直結する研鑽の場として十分寄与したと評価できる。令和元年度のプロジェクトは、本部拠点が、「障害者後見研」、「任意後見研」、「初級実務研」、「親族後見人支援の会」及び「歩こう会企画」の五チーム、地区が、筑紫野市、宗像、糸島、久留米各地区の四チームであるが、いずれもそれぞれの課題に積極的に取り組み、それ相応の成果を上げたので、これらの活動が能力向上に直結する研鑽の場として十分寄与したと評価できる。

なお、今期も任意後見研が移行型委任者と当法人間の懇親会を、また「歩こう会」が福岡と熊本の会員間の交流会を開催し、交流と親睦の面で果たした役割は大きかった。また、「親

族後見人支援の会」は全国的にも類を見ない会なので、今後、模範的な会に育てたい。

#### ③ 安心サポートネットの文化の醸成と定着

今後益々厳しさを加える地域住民のニーズや環境変化に対応するため、「安心サポートネットの文化醸成・定着委員会規程」を制定し、文化の一層の醸成と定着に図ることとした。

#### (三) 「地域後見の推進」

① 地域における自治体との協働

筑紫野市からは相談業務、筑紫野市研の運営、市民向け講演会等を受託。宗像市からは市民後見養成講座と相談業務の実施経費につき助成を受けた。

他の自治体とも、今年度は、協働関係を築けるよう努力したい。

#### ② 糸島市主催の市民後見人養成研修への参加

本研修は、当法人がカリキュラムの作成及び講師派遣業務を受託して、受講者三二名、総研修時間五〇時間の本格的研修として

実施した。

③ 安心サポートネット・グループの運用面

○ 安心サポート熊本に対する業務受任拡大面における支援は重要であり、これまで同様、当法人の後見実務研や任意後見研への参加を通じ、事件受託業務の支援、ノウハウの提供等を行っていききたい。

○ 安心サポート生活の支援に対しては、当法人が受託している死後事務や生活支援事務を再委託により支援したほか、死後事務委任契約等のノウハウの継承に努め、同法人の人材育成と財政基盤の安定化に留意した。

○ 友好団体「NPO法人市民のための後見iサポート」とは、今後とも、研修事業を中心に緊密な協力、支援関係の維持を図っていききたい。



## 二 事件受託事業

当法人の中心事業である事件受託事業は、別表事件表のとおりであるが、特記事項は次の通りである。

### (一) 一種事件(契約、申立支援等)受託

元年度における受託件数は二四八件で、対前年比九六・九%と若干減少した。福岡本部と筑紫出張所の受託比率は、四二・七%と五七・三%の割合であった。

なお、効力が未発生の遺言執行事件が累計八八件、同じく効力が未発生 of 死後事務委任契約が累計七三件を保有するに至ったことは、行先、心強い材料である。

### (二) 二種事件(後見人等)の受任

三十年度の累積受任数は二二二名、そのうち、一三〇名は本人死亡等により終了したが、年度末の受任数は八二名である。この二種事件でも、効力未発生 of 委任後見事件を七三件を保有していることは、将来の運営上強みである。

## 三 相談事業

今期の特設相談所での

相談活動は、福岡市東区で何とか軌道に乗ったが、早良区、西区での相談業務は中途半端に終わった。また、特設相談所として福岡市あいあいセンター、宗像市、糸島市、春日市、久留米市などの無料相談はいずれも低調に終わったが筑紫野市の健闘が光った。元年度の相談件数は三三三件で、筑紫出が七四%、福岡本部が二六%の相談割合であった。受任の拡大や地域の拠点づくりの観点からも、相談業務の充実が緊急の課題である。

### 四 啓発、宣伝情報の充実

「情報誌等発行」事業の一環として、六月、十二月に広報誌「安心の広場」第三〇号、第三一号各千七百部を発刊し、広報とコミュニケーションの充実に役立てた。

### 五 賛助会員・寄付金募集

賛助会員数は個人三五名、団体九団体一〇口、寄付者数は一〇名、寄付金総額二十万五千円で大幅減少が続いている。

## トピックス

### 十五周年記念誌発刊 さる!!

「受任拡大と会員増強  
策への活用について」

今般、当法人の設立十五周年を記念して、「十五周年記念誌」が発刊されました。本記念誌は、「はしがき」にも詳述されていますように、当法人が令和時代に向け、「成年後見制度の活性化」に向け更に一層充実、発展の道をたどるためには、「温故知新」の故事を引用するまでもなく、過去十五年の歩みを紐解き、それを糧に、更にステップアップした事業展開を図っていくことが重要といふことで編集されており、第一編と第二編に分かれています。

第一編は、寄稿、論稿等によ

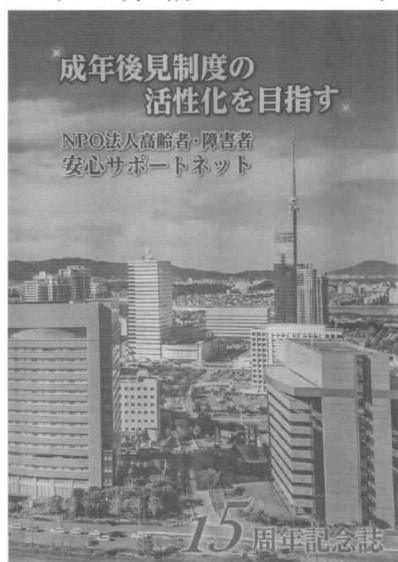
り、第二編は当法人の成長の原動力となったその時々 of 新事業モデル、組織活動や事業展開、そしてその処理状況等々について、当法人の十五年間の歩みの過程を、創成期、成長期、雌伏期(第二成長期)に分けて明らかにされており、森山理事長の当法人、及び会員の皆様方に対する熱い思いが込められた内容となっています。

会員の皆様方には、本記念誌の意図するところを汲み取っていただき、当法人の更なる発展に向け、本記念誌を座右の書として活用いただければ幸いです。

本記念誌は、「地域後見の実現」と「身上保護重視の後見」の二つの理念を掲

### 成年後見制度の 活性化を目指す

NPO法人高齢者・障害者  
安心サポートネット



げ、「成年後見制度の活性化」に向けて邁進してきた当法人の取組が詳細に描かれていきますので、現在の当法人の課題である会員増強のアピールの題材としても、また、相談者に対する受任拡大の武器としても大いに利用できますので、存分にご活用願ひ、成果を挙げてください。

## 『糸島市市民後見人養成研修』成功裡に終了!!

糸島市における初めての市民後見人を養成する研修として、受講生三十二名を対象に、昨年十一月二日(土)からスタートした本研修は、本年二月二十二日(土)、総回数十回、延べ総研修時間五十時間の充実したカリキュラムで実施し、成功裡のうちに終了しました。

研修スタート当初は、研修員も慣れないこともあつてか、研修員同士の連帯感、絆づくりに若干不安を感じましたが、その後の研

修、ゼミナール等、回を重ねていくうちに、研修員同士の連帯意識も芽生えてきたようで、最終日の座談会では、森山理事長の巧みな進行もあつて、研修員全



員の気持ちの高まりがみられ、一枚岩になった様に思われました。

閉講式では、糸島市長代理として出席された藤田人権福祉部長から修了証が研修員一人ひとりに手渡されましたが、皆、一つの課題をやり遂げたという気持で、満面の笑顔でした。

本研修に対するアンケート調査結果によれば、研修の満足度は、研修員全

体の九五・八%が大変満足又はほぼ満足という回答でした。カリキュラム内容も八三%以上が相当のレベルに達していると回答しており、本研修は充実した内容だったと評価されました。研修員の中には、早くもフォローアップ研修を希望される方も多数おられ、中には、早く後見人として職務担当者に任命され、市民のためにお役に立ちたいという気持ちが表情に出ていた方もおられ、本研修のお世話をした当法人としては、今後が楽しみで、心強い限りでした。



## 新型コロナ禍での 第五回通常総会

地域生活・死後事務  
安心サポートネット

理事長 中山 千住

今年に入り、新型コロナウイルスが急激に世界的に蔓延する中、新型コロナウイルスに苦しまれている方々や死亡者が想像に絶するほど多数出て、大変驚いています。とともに、命を賭して治療に注力されている医療関係者には、感謝と尊敬の意を表したいと思えます。

わが国でも徐々に新しい生活様式を抵抗なく取り入れられるようにはなってきたようですが、特効薬やワクチンが開発されるまでは、まだまだ不安な生活を余儀なくされそうです。

ところで、当法人の第五回通常総会の開催は、総会員の書面による合意表明で総会の決議に変えるという、例年とは異例の総会形式を採らざるを得ない事態となりました。

密接・密集・密閉の三密を回避することで、総会参加者への感染拡大防止や不安を解消するためには必要な対応でしたが、会員の皆様方の生の声と活発な発言を聴かれないことが何より心残りでした。当法人は昨年八月に、事務所地を福岡市赤坂から同市大濠公園に位置する大手門へと移動しました。お陰様で、事務所経費の削減とともに、事務所での生活相談や打合せに対応できるスペース確保ができました。昨年度の業務実績は、当期正味財産の増加額を五十万円と計画していたところ、約二十一万円にとどまりました。葬儀や遺品整理業務の受託が計画を大幅に下回ったのと、新型コロナウイルスの伝播の影響をうけて見守りや買物等の支援ができなかったことも一因です。

今年度は、明るい話として、高齢者・障害者安心サポートネット森山理事長のご配慮により、同法人が行っている相談会に、当法人から生活支援面での相談員を配員することとなり、多くの支援が期待されま





す。当法人の活動も、新たに直面した課題に対して柔軟な対応が求められます。理事と監事を新しくそれぞれ二名の世代交代を行い、初心に帰って活動していく気持ちを新たにしたいところです。孤立しがちな高齢者等との繋がりを大切にする支援の在り方を新型コロナウイルス対策の面から新たに見直して、高齢者等の不安を軽減し安全に生活ができるように、高齢者・障害者安心サポートネットはもちろんのこと、行政や同業他社とは積極的な協力関係を築いていきたいと思えます。さらに、入会金一万円を規定から削除し、年会費一万円のみとし、新規入会時におけるご負担を軽減し、入会し易く、継続して活動できる環境を整備していますので、多くの方々の参加を期待しています。

## 安心サポートネットの文化

安心サポートネットの文化醸成・定着委員会が設置されました！

一 当法人は、地域の福祉増進に寄与することを目的として、高齢者及び障害者の方々の福祉及び権利擁護に関する事業を鋭意推進しています。地域住民の信頼を得て、依頼者に寄り添ったきめの細かい後見等事務処理を行うためには、困難な事例が生じた場合などに忍耐強く克服していくだけの「強靱な精神力」が必要ということ、次の三つの課題を柱とする「安心サポートネットの文化」を会員間に深く醸成し、その定着を図る必要があります。

## 安心サポートネットの文化

- 第1 市民後見人としての自己研鑽と鍛錬
- 第2 支え合いによる共生社会の実現
- 第3 地域住民のニーズの把握とスピード感による適切な対応

ています。

第二の課題は、共生社会の実現のための重要な手段が成年後見制度であることから、その制度の活性化を社会全体の支え合いによって実現することが大切です。各会員が、このことを強く自覚して活動することが求められています。

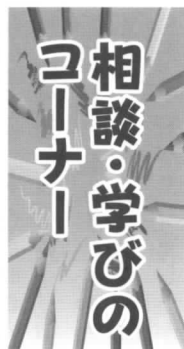
第三の課題は、地域住民の信頼を得るには、地域住民のニーズを把握し、スピード感をもって対処する必要があるという自明の理を明らかにしています。

二 そこで、今後は、以上述べた安心サポートネットの

文化の醸成と定着を強力に推進するため、「安心サポートネットの文化醸成・定着委員会規程」が制定されました（令和二年五月一日付け施行）。これにより、従前の規定は廃止され、新たに、当法人内に「安心サポートネットの文化醸成・定着委員会」が設けられ、同委員会の委員として、次の者がそれぞれ任命されました。

委員長 樋口健児（総務部長）、委員 豊留 一（業務部長）、中嶋幸子（理事）

三 委員は、率先して安心サポートネットの文化を醸成し、その定着に励んでまいりますが、会員の皆さん方には、以上の趣旨をご理解いただき、同文化の更なる醸成と定着を図っていただき、もって、当法人の更なる発展に向け特段のご尽力を賜りますよう、お願いいたします。



総務部 樋口 健児

## 法務局での遺言書保管制度スタート

質問 今般の相続法改正により、本年七月から自筆証書遺言を法務局（遺言書保管所）で保管する制度が始まりますが、遺言書の「保管の申請」の具体的な手続きを教えてください。

回答 七月十日から、いよいよ、自筆証書遺言を法務局・地方方法務局本局又は支局（遺言書保管所）で保管する制度（以下「本制度」という。）がスタートします。「保管の申請」の具体的な手続きの流れは、概ね次のとおりです。

### （一）自筆証書遺言に係る遺言書を作成する。

自筆証書遺言の作成に当たっては、法務省が示した「遺言書の様式」に従って作成することが必要です。

【留意事項】①用紙はA4サイズ、文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものを使用。②財産目録以外はすべて自書する（昨年一月十三日施行の自筆証書

遺言作成方法の改正内容に留意。③筆記具は、長期間保存するので、ボールペンなど容易に消えないものを使用。④用紙の余白は、左辺二〇ミリメートル以上、下辺一〇ミリメートル以上、その他の二辺はそれぞれ五ミリメートル以上が必要。⑤裏面には何も記載しない、などです(詳しくは法務省ホームページ参照)。

本制度が開始する前に作成した遺言書でも、所定の様式に合うものであれば、保管申請は可能とされていますので、保管を希望される方は事前に法務局で確認してください。

## (二) 保管の申請をする遺言書保管所(法務局)を決める。

保管の申請ができる遺言書保管所は、ア遺言者の住所地、イ遺言者の本籍地、ウ遺言者が所有する不動産の所在地の、いずれかを管轄する遺言書保管所です。

例えば、遺言者の住所地が福岡市中央区で、不動産所在地が筑紫野市の場合、福岡法務局本局と同筑紫支局の二か所が遺言書保管所となります。この場合は、ど

ちらを利用することも可能です。ただ、既に他の遺言書を遺言書保管所に預けている場合は、そこが遺言書保管所になるので、注意が必要です。

## (三) 申請書を作成し、保管の申請をする(事前予約が必要)。

申請書の様式は、法務省ホームページからダウンロードできます。また法務局窓口にも備え付けられています。

申請に当たっては、必ず、遺言者本人が出向かなければなりません。本人が体調不良等で出向けない場合は、本制度は利用できません。

その他の留意事項は次のとおりです。

- ① 遺言書は、ホッチキス止めはしない。封筒も不要。
- ② 申請書は予め記入して持参する。
- ③ 添付書類は、本籍の記載のある住民票の写し等(作成後三か月以内のもの)。
- ④ 本人確認資料として、次に掲げるもので有効期限内のもの、いずれか一点が必要(マイナンバー

カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、乗員手帳、在留カード、特別永住者証明書)。

⑤ 保管申請の手数料は、一通につき三千九百円です。

⑥ 一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り、返却されません。

## (四) 保管証を受け取る。

手続が終了したら、保管証の交付を受けます。これは、遺言書の閲覧、保管申請の撤回、変更の届出をするときや、相続人等が遺言書情報証明書の交付の請求をするときに便利です。

(参考「法務省ホームページ」から引用)

## 会員・支援者の広場

### 初めての職務担当者を経験中

「本人が受け入れなくても根気強く」

正会員 廣瀬 照子

私は、平成二十三年度筑紫野市市民後見人育成研修

を受講後、筑紫野市成年後見制度研究会事務局のお手伝いをしていた頃の昨年八月、理事長から「任意後見契約移行型の職務担当をやってみないか」と打診されました。不安がありました。本人の夫は、すでに法定後見人を引き受け、職務担当は会員のAさん、ご家族の方も手伝ってくれるので、心配はない」との説明があり、引き受けました。



当初は、移行型の前段階の後見型委任契約に基づき、本人を支援していましたが、判断能力の減退がみられるようになったので、任意後見監督人の選任申立てを行い、任意後見人の職務を行うことになりました。

ご本人には、生活全般について、手の届いた支援をしてくださるご家族もおられ、後見開始後、私の方で通帳などの財産を預かり、ご本人に決まった金額をお持ちすることになりましたが、ご本人は今までのように自由に必要な時にお金を引き

出して使うことを希望され、いろんな方々に「何で、こんなことになったのか」と話して回り、なかなか受け入れて頂けませんでした。

体調や生活に不安なことがあれば、ますます受け入れができず、精神的にも不安定になられることがありましたが、何度も、何度も、不安にならないように「使うお金が足りなくなったら、話をし、最近はやつと、使うお金が必要なきには、ご本人より私にご連絡をいただけるようになり、ご理解を得られたと安堵しております。

一人暮らしが困難になったときに、施設へ入所することの不安が少しでも軽減できるように、また、長い期間一人で過ごす精神的に不安が大きくなられるので、その対策としてショートステイの利用を話すと、その時は分かったように話されるが、根本的にはなかなか受け入れてもらえませんが、支援者と協力し、ご本人の気持ちに大事にし、ご理解を頂けるように話していきたいと思っています。

最近、施設入所中の夫が体調を崩され、ご逝去されたことで、現在の家に住み続けられるかが気がかりの様子、今後、遺産相続で分協議となるが、本人のために最善の結果が得られるように努力したいと考えています。

## ◆後見人業務の難しさと楽しさ◆

正会員 斎藤 睦夫

「高齢者の役に立つ新しいスキルを勉強したい」と考えていたとき、新聞の生活欄に森山理事長の写真と共に「市民後見人研修」開催の記事が目が止まった。介護従事者として十年目、平成二十二年の春であった。

「これだ！」と早速受講を申し込み、五月から四ヶ月間、市民後見人としての倫理、業務内容等、様々な講義を受講した。研修終了後も、当法人の正会員として、後見人実務研究会及び三回生実務研修会の中で、後見人業務の実際を、理事長はじめ諸先輩の方から教示を受けた。新しいものを勉強す

る楽しさを実感しながら、二年後の平成二十四年の夏に、理事長からの辞令により、成年後見人実務を担当する機会を与えられた。

対象者は、女性Aさん(当時八十二歳)で認知症があり有料老人ホームに入居中の方であった。二年間勉強したとはいえ、すべて机上での勉強で実務はほとんど理解していなかった。

職務担当者として何をなすべきか、事務所の先輩諸氏に尋ね、一から教わりながら始めたことを覚えている。「後見事務取扱日誌、収支計算書」等の記録の仕方、「後見人用通帳」および公的機関等への就任時の手続き等々、本部、法務局、銀行、市役所窓口等を何回も行き来して、様々な手続きのため、二か月間は忙しく動き回る日々であった。

職務担当者としての辞令が下りて二十日後、入居中の施設でAさんとの最初の面談を行なった。お互いに緊張していたが、同行していた家族の助けもあり、スムーズにコミュニケーションができた。その際Aさんへ「あたたの生活が安心、安

全、安定して送られるようお手伝いします」と伝えた。認知症の方を含め、介護の現場で十年間高齢者に接してきた私は、サラリーマン時代にはほとんど経験したことがない「素直な気持ち」で「ときめき」を感じながら勤務している自分を発見した感動を忘れられない。

しかし、後見業務は楽しい事ばかりではなく、法律に則った手続きであるだけに、法律に疎い私にはどのような手順で進めてよいのか、分からない事案も発生する。

それは、入所中のAさんの自宅の賃貸借契約を結ぶことになったことである。

この件を森山理事長に相談したところ、成年後見人が代理権を行使して賃貸借契約を結ぶ場合、「居住用不動産処分許可申立」をして、家庭裁判所の許可を得る必要があること、添付書類として「賃貸借契約書」及び賃借人の身元を保証する資料(印鑑証明書若しくは住民票等)を準備する、との指示を受けた。その手続きを行うため、賃借人、不動産会社、本部事務所への連絡、訪

問等を重ね、本部の協力を得て家庭裁判所へ書類を提出することができた。そして申立て後、約一週間で許可の審判があり、賃貸借契約を締結することができた。

実際、自分でやってみると分からないことばかりで、勉強不足を痛感した。

しかし、経験することで手続きの過程がなんとなく面白く感じられたのも確かで、「二つのことを成し遂げていく充実感を実感した」。

また、一年ごとの「報酬付与申立」についても、同様のことが言える。「後見事務処理日誌」の内容、文言や「収支計算書」の記載方法等、本部での指導、修正を何回受けたことか、しかし、出来上がった書類を前に「やったあ！できた！」との思いは強かった。特に「報酬付与申立事情説明書」の「身上監護について」の項目では、理事長から「職務担当者として何を考え、何を行い、どのような結果に繋がったか、をしっかりとアピールできる欄だから、よく考えて記載するように！」と指導を受けた。

とは「常に被後見人に寄り添い、被後見人の気持ちになつて考え、不利益を被らないよう配慮していく」と、そして「被後見人の家族に対しても、気配りを忘れない」ことを学んだ。

残念ながら、Aさんは平成三十年十二月十五日に体調悪化のため緊急搬送された病院で亡くなられた。六十八歳であった。六年間のお付き合いであったが、面会の度に笑顔で会話が持てたこと、ご親族に「成年後見人」とはどういうものかを理解していただいたこと等、楽しく活動できたことは、大きな財産として私のこれからの人生に役立つていくだろうと確信します。

## 憩いの泉

正会員 鹿子生 盈代

## サングラス

山恋ひて咲く街路樹の山法師  
花藤の濃淡人のふれあひも

薔薇園の空に響きてサキ  
ソフォン  
恋の成るそのとき蛍火の  
消ゆる  
六月の風のホームに本開  
く  
みどり児を玉と抱く父風  
薫る  
角出してでで虫にある好  
奇心  
結んでは開き海月の裏返  
る  
ダチュラ咲く闇を楕円に  
切取りて  
サンガラスかけて旅装の  
と整へり

## 告知板

### 寄付者紹介(敬称略)

令和元年十二月以降  
同二年五月末

へNPO安心サポート福岡受領分

大野城市 児島 利秋

福岡市中央区 小城 恵美子

筑紫野市 岡田 節男

四千万円

糟屋郡宇美町 牟田口 博美

壹万円

筑紫野市 森山 彰

四万五千万円

古賀市 中島 信男

貳万円

福岡市早良区 匿名希望

参千円

福岡市博多区 吉岡 美佐子

参千円

宗像市 有田 晴子

四万円

福岡市南区 永松 肇

壹万円

合計二十万五千万円 一〇名

### 新規会員紹介(敬称略)



令和二年一月以降加入された  
新会員一名を紹介します。

(個人)

河野 修三 北九州市若松  
区(自立支援グループコスモ  
ス経営)

## 計報

次の方がご逝去されました。  
心よりお悔やみを申し上げ  
ご冥福をお祈りいたします。

会員 鹿子生盈代様の  
ご主人様 鹿子生 亨 様

## 安心サポートネット・グループ事件処理表

令和元年度4月末日現在

|     |             | 本部受託 |       |      |    | 筑紫出張所受託 |        |      |    | 合 計 |         |         |
|-----|-------------|------|-------|------|----|---------|--------|------|----|-----|---------|---------|
|     |             | 本部処理 |       | 会員配分 |    | 所処理     |        | 会員配分 |    | 既済  | 未済      | 計       |
|     |             | 既済   | 未済    | 既済   | 未済 | 既済      | 未済     | 既済   | 未済 |     |         |         |
| 第1種 | 遺産分割協議      | 1    | 0     |      |    | 5       | 2(1)   |      |    | 6   | 2(1)    | 8(1)    |
|     | 公正証書遺言      | 8    | 0     |      |    | 5       | 0      |      |    | 13  | 0       | 13      |
|     | 法定後見開始申立    | 2    | 2     |      |    | 1       | 2      |      |    | 3   | 4       | 7       |
|     | 任意後見契約の締結   | 2    | 0     |      |    | 6       | 1      |      |    | 8   | 1       | 9       |
|     | 財産管理等契約の締結  | 2    | 0     |      |    | 6       | 1      |      |    | 8   | 1       | 9       |
|     | 任意後見監督人選任申立 | 0    | 0     |      |    | 3       | 0      |      |    | 3   | 0       | 3       |
|     | 相続・表示等登記    | 0    | 0     | 7    |    | 0       | 0      | 5    |    | 12  | 0       | 12      |
|     | 遺言執行者       | 4    | 39(1) |      |    | 0       | 56(6)  |      |    | 4   | 95(7)   | 99(7)   |
|     | 死後処理        | 0    | 36(1) |      |    | 2       | 38     |      |    | 2   | 74(1)   | 76(1)   |
|     | その他(講演等)    | 2    | 1     | 1    |    | 3       | 1(1)   | 4    | 1  | 10  | 3(1)    | 13(1)   |
|     | 合 計         | 21   | 78(2) | 8    |    | 31      | 101(8) | 9    | 1  | 69  | 180(10) | 249(10) |

※第1種( )書きは、取下げ等により年度途中に終了したもの。<内書き>

|     |           | 就任     | 未就任    | 就任     | 未就任  | 就任      | 未就任   | 就任    | 未就任 | 就任       | 未就任     | 計        |
|-----|-----------|--------|--------|--------|------|---------|-------|-------|-----|----------|---------|----------|
|     |           | 就任     | 未就任    | 就任     | 未就任  | 就任      | 未就任   | 就任    | 未就任 | 就任       | 未就任     | 計        |
| 第2種 | 法定後見人受任   | 35(26) |        | 6(5)   |      | 66(37)  | 0     | 7(6)  |     | 114(74)  | 0       | 114(74)  |
|     | 法定後見監督人受任 |        |        |        |      |         |       |       |     | 0        | 0       | 0        |
|     | 任意後見人受任   | 2(1)   | 48(12) |        | 1(1) | 7(3)    | 42(5) | 2(1)  |     | 11(5)    | 91(18)  | 102(23)  |
|     | 任意後見監督人受任 | 1(1)   |        |        |      | 5(4)    | 0     |       |     | 6(5)     | 0       | 6(5)     |
|     | 財産管理等受任   | 15(10) | 35(7)  | 1(1)   |      | 11(6)   | 36(3) |       |     | 27(17)   | 71(10)  | 98(27)   |
|     | その他       | 28(15) |        | 4(4)   |      | 16(8)   | 2     | 6(2)  |     | 54(29)   | 2       | 56(29)   |
|     | 合 計       | 81(53) | 83(19) | 11(10) | 1(1) | 105(58) | 80(8) | 15(9) |     | 212(130) | 164(28) | 376(158) |

※第2種( )書きは中途死亡、任期満了等により終了したもの。<内書き>

## 正会員を募集!

高齢者の福祉を支える  
やり甲斐のあるお仕事です。  
心から歓迎します。

応募詳細は  
ホームページに記載

## 賛助会員を募集!

成年後見人制度の  
活性化に尽力する当法人  
をご支援願います。

## 全国に当法人の基本情報を 公開するホームページ

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット  
<http://anshin-net.jp/>  
eメール: 8xv7v4@bma.biglobe.ne.jp

## 編集後記

第十六回定時総会も無事終わ  
り、新たな活動がスタートしまし  
た。新型コロナウイルスで活動全  
般、特に後見事務の本人面談等に  
大きな制約を受ける中、活動の在  
り方も工夫をせざるを得ません。  
ワクチンや特効薬が開発される  
まで、この状況を強いられま  
す。が、感染対策を講じながら頑張り  
ましょう。

十五周年記念誌も完成しまし  
た。令和の時代への指針となるも  
のであり、原稿を整理しながらこ  
れからの活動に大きな力を与え  
てくれるに違いないと確信しま  
した。大きな知恵袋を座右に、会  
員各位の活動への取り組みを期  
待します。

(南新記)